

ID: 274

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	八頭町道路部分改良事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成25年条例第39号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (分担金の減免)  第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金を減免することができる。  (1) 広範な公共性のため、受益者の範囲を限定することが困難であるとき。  (2) 災害その他特に減免の必要があると認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日